

地域再生計画

1. 地域再計画の名称

ひたの自然と人が共生する環境と、地域の個性を生かした活力あるまちづくり計画

2. 地域再生計画

大分県、日田市

3. 地域再生計画の区域

日田市の全域

4. 地域再生計画の目標

平成17年3月22日に、日田市・天瀬町・大山町・前津江村・中津江村・上津江村の1市2町3村が合併し、人口約7万6千人の中核都市『新日田市』が誕生した。

日田市は北部九州の中ほどにあり、筑後川の上流地域、大分県の西部に位置し、古くから交通の要衝として栄えてきた。

徳川時代には幕府直轄の地（天領）となり、政治、文化の中心地として賑わい、往時をしのぶ町並みは多くの観光客を集めている。

耶馬・日田・英彦山国定公園に指定されている日田盆地は、夏は高温多雨をもたらし、秋冬は“日田の底霧”として有名な濃霧を生み、豊かな森林資源を涵養している。

この森林が育む豊かな清流“三隈川”は、九州の大河“筑後川”へとそそぎ、その上流には蜂の巣城で有名な下笠、松原ダムがあり、北部九州の水がめとして重要な役割を果たしている。

また、“日田スギ”は、秋田、吉野とならぶ「日本三大美林」の一つとして称えられ、豊かな森林資源を中心とした木材関連産業が、古くから基幹産業として日田市の産業・経済を支えてきた。

しかし、近年、輸入外材による木材不況に加え、少子高齢化・過疎化が急速に進行しつつあり、農林業の担い手不足による未整備森林や耕作放棄地の増加が自然環境・生活環境の悪化による災害等をもたらすとともに、水源涵養をはじめとする公的機能の保全を困難にしている。

また、急速な高齢化に伴い、高齢者が安心して暮らせる地域整備も極めて大きな課題となっている。

このことから、森林の持つ公的機能を回復することにより、都市の機能と農山村の特性が補完・連携し、都市的サービスとゆとりある住居環境を併せ持った多自然型居住地域の形成を目指し、地域の再生を図ることとする。

具体的な施策としては、利便性の高い道路交通体系の整備をはじめ、基幹産業としての木材関連産業の再生を図るべく、日田高度総合木材加工団地（ウッドコンビナート）へのアクセス道路や林道、作業道の整備、良好な公営住宅の供給や公園・水辺環境の整備、良質で安定した水資源の確保やにぎわいの場となる市街地の整備、さらに

は住民の安全を守る消防・防災の強化など、生活環境の整備を地域特性に応じて、効率的・計画的に推進する。

【目標】

林道・市道の整備によりウッドコンビナートへのアクセス及び地域交流の改善

1. 森林の水源涵養、公的機能の再生
2. 道整備による市内へのアクセスの改善
(集落から市街地へのアクセスを路線平均で5分短縮)
3. 県内外からのグリーンツーリズム等の交流人口の集客
(農家民泊受け入れ件数の増加3件→25件)
4. 原木搬出のアクセスの改善
(原木生産地から主要施設へのアクセスを路線平均で5分の短縮)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

日田市の主幹産業である林業の活性化として「林道曾家中西線」の整備により、木材生産加工団地であるウッドコンビナートへの原木の搬入の効率化及び、未間伐森林等の解消を図る。

また、山岳部の「市道吾々路線」・「市道竹の迫線」・「市道石原田桐尾線」・「市道田代線」・「市道下林町野線」・「市道川原小平線」・「市道筏場金ヶ塔線」・「市道湯山線」を拡幅改良整備により、林道へのアクセス、観光施設へのアクセス、さらには、地域住民の生活利便性の向上、都市との交流推進を図る。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

○ 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

「市道」；道路法に規定する市町村道に次のとおり認定済み。

・市道吾々路線	昭和55年9月26日認定
・市道竹の迫線	昭和55年9月26日認定
・市道石原田桐尾線	昭和59年3月31日認定
・市道田代線	昭和55年3月31日認定
・市道下林町野線	昭和59年3月31日認定
・市道川原小平線	昭和26年4月1日認定
・市道筏場金ヶ塔線	平成7年10月29日認定
・市道湯山線	平成10年4月20日認定

「林道」；森林法による大分県北部森林計画に路線を記載。

・林道曾家中西線	平成16年4月1日	大分県北部森林計画
----------	-----------	-----------

【施設の種類（事業区域）、実施主体】

- ・市道（日田市） 日田市
- ・林道（日田市） 大分県

【事業期間】

- ・市道（平成18年度～24年度）
- ・林道（平成18年度～24年度）

【整備量及び事業量】

- ・市道 7.5km 林道 5.8km
- ・総事業費 3,891,100 千円（うち交付金 1,945,550 千円）
（内訳） 市道 2,739,900 千円（うち交付金 1,369,950 千円）
林道 1,151,200 千円（うち交付金 575,600 千円）

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、『ひたの自然と人が共生する環境と、地域の個性を生かした活力あるまちづくり』を達成するため、以下の事業を総合的かつ、一体的に行うものとする。

- ①国土交通省の「まちづくり交付金」を活用し、日田市の中心市街地の道路整備、公園整備及び高次空間形成施設等の整備を行う。
- ②国が推進する「バイオマス・ニッポン総合戦略」の取り組みに沿う、未利用木質原料である端材、解体柱材等を有効利用し、「新エネルギー事業者支援事業」として木質バイオマス発電施設、及び、「バイオマス環(わ)づくり交付金」として生ごみ、豚糞尿、排水汚泥を原料とするメタン発酵発電施設をそれぞれウッドコンビナート並びに山田原地区に整備する。
- ③水資源機構の「大山ダム事業」に関連する整備事業とあわせ道路整備を行う。

6. 計画期間

平成18年度～24年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し、達成状況の評価・公表を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。